

## 2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

### (2) 人権啓発

#### ① 啓発活動の充実・推進

市民の多様な興味や関心に応じた手法の検討など創意工夫するとともに、市民の主体的な実践活動につながるようなきめ細かな啓発活動に努めます。

〈施策の方向性〉

・参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進

- ・市民ニーズや事業効果の把握
- ・人権情報の効果的な提供
- ・市民が積極的に人権啓発活動に取り組むための支援

①推進のための取組み												
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進												
②施策の方向性												
参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進												
③事業名	④実施期間	⑤所管局										
ふれあいフェスタの開催 (再掲) 第3章 2-(6) 第4章 2-(1)-②-イ, 2-(2)-⑤	平成17年度～	保健福祉局										
⑥事業・取組みの内容												
<p>人権に関する講演会やパネル展示、人権・福祉団体による出展（活動の紹介・展示・販売）などを行い、明るく楽しい雰囲気の中で人権の大切さについて考えるイベント。</p>												
⑦令和3年度までの実施状況												
<p>平成17年度から開催。 会場は、平成25年度までは西日本総合展示場新館、平成26年度からはウエルとばた。 平成27年度からは、障害者芸術祭と共同開催をしている。</p>												
<p style="text-align: center;">【来場者数】 (単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3,600</td> <td style="text-align: center;">3,400</td> <td style="text-align: center;">3,500</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2,400</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">R2は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止</p>			H29	H30	R1	R2	R3	3,600	3,400	3,500	0	2,400
H29	H30	R1	R2	R3								
3,600	3,400	3,500	0	2,400								
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由												
評 価												
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>これまで、ステージイベントの実施やパネル展示等を通じて、多くの市民に人権問題を身近に考える機会を提供することができた。</p>											
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し												
<p>ブース出展やステージイベント等について、引き続き、人権について考えるきっかけづくりや来場者数の増加を見込める内容を検討する。また、引き続きコロナ禍に対応した開催内容、実施体制、感染対策等を行う。</p>												
⑩令和4年度以降の実施計画												
<p>継続実施（感染対策を徹底し、実施する。）</p>												

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権週間に伴う啓発行事（再掲）	第3章 2-(6), (9)	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
人権週間にあわせて、各種人権啓発行事を行うもの。		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>12月4日～10日の人権週間については、人権文化推進課の各種人権啓発の中でも、最重要と位置づけ、継続して各種人権啓発行事を行う。</p> <p>【令和3年度の実施内容】</p> <p>①記念講演会 12月3日（金）黒崎ひびしんホール 講師：日本文学研究者 ロバート キャンベル      テーマ：性的指向・性自認 「『ちがひ』を持つ人々との素敵な日々に向けて」      12月8日（水）北九州芸術劇場 講師：タレント・女優・作家 新田 恵利      テーマ：高齢者 「悔いなし介護～実体験から考える高齢者と人権」</p> <p>②街頭啓発：新型コロナウイルス感染拡大により中止（例年は、人権週間行事のPRしながら啓発グッズを配布。）</p> <p>③作品募集及び展示      作品募集：人権についてのポスター、標語作品を募集し、入選作品を表彰      標語：応募総数 6,424作品 ポスター：応募総数 284作品      （令和3年度は、児童生徒分は中止し、15歳以上の一般募集分のみ実施）      作品展示：新型コロナウイルス感染拡大による作品募集の中止に伴い、中止      （例年は、教育委員会が募集した市内の小・中・特別支援学校の児童・生徒のポスター、書写、標語等の作品を市内7ヶ所で展示）</p> <p>④広 報：市政だより等への掲載、新聞広告、懸垂幕・横断幕の掲出、ポスター掲示（市有施設・JR駅等）、      公用車ステッカー掲示、CMテレビ放映等。</p> <p>⑤啓発情報紙：「いのち あい ところ」作成(市政だより12月1日号と同時配布)</p> <p>⑥ふれあいフェスタの開催：11月21日（日）</p> <p>⑦北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展等      拉致被害者御家族のビデオメッセージ上映：11月21日（日）ウエルとばた2階 ふれあいフェスタ2021会場内      パネル展：11月25日（木）～12月 8日（水） コムシティ3階      12月10日（金）～12月15日（水） ムーブ1階</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>例年、人権週間期間中、各区において地域の団体や行政機関等と連携して多くの啓発行事を実施することができ、また多くの市民、団体が参加している。</p> <p>令和3年度の来場者アンケートの結果においても、「講演会の内容は大変よかった・よかった」が87%、「今回の講演会に参加して人権問題についての関心・理解が大変深まった・深まった」が92.5%など高い評価を得ており、啓発効果は非常に高いと考える。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
今後も引き続き市民や団体との連携を図り、啓発行事への参加を一層促進することが必要。		
⑩令和4年度以降の実施計画		
継続実施(感染対策を徹底し、実施)		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権啓発マッチ（再掲）	第3章 2-(6) 第4章 2-(2)-⑤	平成26年度～ 保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
幅広い層の市民を対象に人権意識の高揚を図ることを目的とし、北九州市のプロサッカーチームであるギラヴァンツ北九州と連携し、PRブースの設置や場内アナウンス等を行う人権啓発マッチを実施するもの。		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>【R3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時 6月26日（土）19：00キックオフ（VSジェフユナイテッド千葉）</li> <li>・場所 ミクニワールドスタジアム北九州</li> <li>・来場者数 2,741人</li> <li>・啓発活動内容 モモマルくんによるキックインセレモニー 大型ビジョンでの人権啓発動画放映 クリアファイルの制作・配布（4,000枚） ブースを設置し、啓発用チラシや「モモマルくんと考えよう」などを配布</li> </ul>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	市内プロスポーツチームであるギラヴァンツ北九州と連携したホームゲームでの啓発活動により、多くの市民の理解を促進する啓発活動を実施することができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
引き続き、より一層市民の参加を促すような啓発手法を工夫し、実施していく。		
⑩令和4年度以降の実施計画		
継続実施（ヘイトスピーチ防止、LGBT等の動画放映やヤングケアラー、同和問題（部落差別）等のチラシ配布等、様々な人権課題について啓発を行う。）		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
同和問題啓発強調月間行事の実施		保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
福岡県同和問題啓発強調月間に各種啓発行事を行う。		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>7月の福岡県同和問題啓発強調月間にあわせて、各区で啓発グッズの配布を実施。また、広報として、市政だより啓発記事の掲載、懸垂幕・横断幕の掲出、ポスター掲示、TVCMなどを行っている。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>① 啓発グッズの配布：7月1日～7月31日  ② 市政だより：6月15日号 人権特集記事  ③ 懸垂幕・横断幕の掲出：7月1日～7月31日  ④ ポスター掲示：7月1日～7月31日  ⑤ 地域交流センター人権講演会：7月9日～7月31日  ⑥ 啓発アニメ動画のYouTube放映：7月1日～7月31日  ⑦ 新聞広告：7月2日</p> <p>※予定していた、街頭啓発は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	様々な啓発活動の実施により、多くの市民に同和問題（部落差別）の理解を促進することができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>引き続き、市内9か所での人権講演会を実施するなど、広く市民に啓発を行っていく。  令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため街頭啓発は実施できなかったが、昨年度の課題からYouTubeを活用した非接触型の啓発を実施し、多数の再生があった。  令和4年度に向けては、非接触型を中心に効果的な啓発方法を検討、取り組んでいく。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
継続実施		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権問題に対応した啓発活動の実施		保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>市内で発生した差別事案について、関係機関と連携を図りながら、問題解決や再発防止に向けて取組みを進めるとともに、再び同様の事象が生じないよう啓発活動に取り組む。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小倉南区の路上で、中学生が取得した紙片に特定の地区を差別する内容が書かれていた。その対応として、法務局、地域交流センター、教育委員会、人権推進センターの合同で近隣商業施設において街頭啓発活動を行った。</li> <li>・門司区の飲食店において、同席した客に対して差別的な言動があった。その対応として、地域交流センターと同和対策課で差別的な言動をした者に対し、同和問題に関する啓発を行うとともに、地域交流センターの啓発行事への参加を促した。</li> <li>・令和2年11月に、インターネット上の動画投稿サイト（You Tube）で市内の特定の地域に対し、差別的な内容を含む動画が公開された事案があった。その対応として、同和問題をテーマとした人権啓発動画（アニメ）を作成し、You Tubeで公開し、インターネット利用者層への啓発を図った。</li> <li>令和3年度にも、同和問題をテーマとした人権啓発動画（アニメ）の続編を作成し、You Tubeで公開し、インターネット利用者層へのさらなる啓発を図った。</li> <li>・小倉南区の路上で、中学生が取得した紙片に特定の地区を差別する内容が書かれていた。その対応として、近隣の町内会の協力を得て、啓発チラシの回覧を行った。</li> <li>・小倉北区の路上で、小学生が取得した紙片に特定の地区を差別する内容が書かれていた。その対応として、近隣の町内会の協力を得て、啓発チラシの回覧を行った。</li> </ul>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	差別事象に対応した啓発活動に努めた。今後も人権問題に関する啓発については、関係機関と連携し、効果的な啓発を行っていく必要がある。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
今後も市内で発生した個々の差別事象に対応して啓発活動を継続的に取り組む必要がある。		
⑩令和4年度以降の実施計画		
継続実施		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人にやさしいまちづくりの推進	平成5年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活し、自らの意思で生き生きと自由に社会参加することができる“バリアのない”“バリアを感じない”「人にやさしいまちづくり」を推進するため、「バリアフリーウィーク」の開催などによる啓発活動を行う。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>○ バリアフリーに係る啓発活動の実施  平成11年～ バリアフリーウィークの実施  (R3実施期間：R3. 11. 13～R3. 11. 28・関連事業数：12事業)  平成20年～平成24年 ふれあいバリアフリー事業  (「バリアフリースポーツの体験ひろば」等)の実施</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>多くの市民がバリアフリーウィーク期間中の各事業に参加し（令和3年度の参加者数：8,203人）、バリアフリーについて考える機会となった。本事業の実施によって人権尊重の精神につながる「心のバリアフリー」が推進されているものとする。今後は、事業内容の改善などを通じて、さらに参加者の拡大に努めていく。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>「心のバリアフリー」を推進していくため、バリアフリーウィークのより効果的なPRを行うことで、市民の認知度向上に取り組む必要がある。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>○ バリアフリーに係る啓発活動の実施  バリアフリーウィークの実施 など</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
こころのバリアフリー啓発事業（障害のある人の人権啓発事業）	平成21年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>障害のある人に対する、市民・企業・行政機関における正しい理解や知識を深めるため、障害の種別や特性などの説明、障害によって日常生活において生じる不便なことなどを分かりやすく説明するとともに、「何が障害のある人の差別にあたるのか、何が権利の侵害にあたるのか」などについての具体的な事例を紹介した小冊子を作成し、啓発を行う。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市障害者支援計画（拡充版）において、実施期間中に着手する新規・拡充事業の一つに掲示</li> <li>・他市への状況調査を実施</li> <li>・関係団体へヒアリング及び作成にあたっての作業部会準備等を実施</li> </ul> <p>【平成22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人の視点に立ち、「何が障害のある人の差別にあたるのか、何が権利の侵害にあたるのか」等について、関係団体等からの意見を聴取</li> <li>・市民、企業等が正しく理解し、実践するきっかけにつながる啓発効果の高いものとするため、幅広い分野の構成員からなる検討会を設置し、研究・検討を実施</li> </ul> <p>【平成23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体の意見を取り入れながら、人権啓発冊子の作成</li> </ul> <p>【平成24～令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の出前講演、北九州市障害福祉団体連絡協議会が実施するワークショップや出前講座、人権文化推進課が実施する研修会やイベント等での啓発冊子提供による人権啓発の実施</li> </ul> <p>また、「障害者差別解消条例」が施行された平成29年12月以降は、同条例の周知啓発の中で障害のある人の人権についても啓発している。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人への人権啓発について、関係団体と有意義な議論を重ねることができる</li> <li>とともに、当事者を含む幅広い分野から、多様な意見を聴取できた。</li> <li>・障害のある人が講師となって市民と関わる機会を持つことで、障害への理解促進に努めることができた。</li> </ul>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>冊子の活用をはじめ、効果的な人権啓発の手法の検討が必要。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>令和4年度以降も継続して、啓発冊子の配布及び啓発冊子を活用した人権啓発を実施する。</p>		



①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
障害者差別解消・共生社会推進事業（障害及び障害者理解の推進）	平成26年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>障害のある人に対する、市民・企業・行政機関における正しい理解や知識を深めるため、障害の種別や特性などの説明、障害によって日常生活において生じる不便なことなどを分かりやすく説明し、事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発活動その他必要な施策を推進する。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>（※平成26～29年度までは「障害者差別解消法推進事業」として、障害者差別解消法に関する啓発等を実施。）</p> <p>【平成27年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長タウンミーティング「障害を理由とした差別の解消を通じた“共生のまちづくり”」</li> <li>・出前講演等 24件</li> </ul> <p>【平成28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会「知ろう！考えよう！障害のこと」開催</li> <li>・出前講演等 32件</li> </ul> <p>【平成29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者団体と協働しての出前講演の開催 2件</li> <li>・その他研修・講演の開催 21件</li> </ul> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講演等 32件</li> </ul> <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講演等 39件</li> </ul> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講演等 10件（回数：15回）</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止等の理由により7件が中止となった</p> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講演等 15件</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止等の理由により1件が中止となった</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	障害者団体と協働しての啓発活動を実施し、障害への理解促進に努めることができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
より効果的な啓発手法の検討が必要。		
⑩令和4年度以降の実施計画		
「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の普及啓発を障害者団体と協働して実施していく。		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
障害者週間啓発事業		保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>障害者基本法に定められた障害者週間（12月3～9日）において、障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、啓発活動を行う。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>障害者週間の期間に、障害者団体と協働し、障害のある人への理解を深める啓発イベントを実施。</p> <p>【平成30年度】・街頭啓発キャンペーン（小倉駅南北公共連絡通路・ペDESTリアンデッキ） 日時：平成30年12月1日（土） 10:00～11:00 参加者：150名</p> <p>・パネル展示（ウェルとばた：ふれあいフェスタ2018会場） 日時：平成30年11月25日（日） 10:00～16:30</p> <p>【令和元年度】・街頭啓発キャンペーン（小倉駅南北公共連絡通路、ペDESTリアンデッキ、魚町銀天街） 日時：令和元年12月7日（土） 10:00～11:00 参加者：130名</p> <p>・パネル展示（ウェルとばた：ふれあいフェスタ2019会場） 日時：令和元年12月8日（日） 10:00～16:30</p> <p>【令和2年度】・街頭啓発キャンペーン （小倉駅JAM広場で開催された農福連携ファーマーズマルシェにて啓発を実施） 日時：令和2年12月6日（日） 11:00～17:00 参加者：18名（新型コロナウイルス感染拡大防止のため少人数で実施）</p> <p>・啓発チラシ・ポスターの作成・配布 啓発チラシ5,000枚、啓発ポスター500枚を作成し、市民センターや福祉施設等に配布した。</p> <p>【令和3年度】・街頭啓発キャンペーン （小倉駅JAM広場で開催された農福連携ファーマーズマルシェにて啓発を実施） 日時：令和3年12月4日（土） 11:00～17:00 参加者：26名（新型コロナウイルス感染拡大防止のため少人数で実施）</p> <p>・啓発チラシの作成・配布</p> <p>・パネル展示（ウェルとばた：ふれあいフェスタ2021会場） 日時：令和3年11月21日（日） 11:00～16:35</p> <p>・「北九州市障害者差別解消条例」等に関するアンケート グーグルフォームによるアンケートフォームを作成して啓発チラシと一緒に配布し、回答を求めた（有効回答数622名）。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	障害者団体と協働しての啓発活動を実施し、障害への理解促進に努めることができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
より効果的な啓発手法の検討が必要。		
⑩令和4年度以降の実施計画		
障害者団体と協働しての啓発活動を継続して実施していく。		

①推進のための取組み					
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進					
②施策の方向性					
参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進					
③事業名	④実施期間	⑤所管局			
自助グループ（セルフヘルプ・グループ）の支援 （再掲） 第3章 2-(2), (6), (9) 第4章 2-(1)-②-イ, 2-(2)-⑤	平成11年度～	保健福祉局			
⑥事業・取組みの内容					
<p>自助グループ（セルフヘルプ・グループ）とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めるとを旨とする活動を行うグループもある。</p> <p>そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるとの啓発を行う。</p> <p>(1)セルフヘルプ・フォーラムの開催 市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。</p> <p>(2)北九州セルフハート会議 北九州市を中心に活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。</p>					
⑦令和3年度までの実施状況					
(1)セルフヘルプ・フォーラム（平成11年度より年1回開催）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 ※	令和3年度
開催日	11月3日(木・祝)	11月3日(土・祝)	11月4日(月・祝)	-	11月3日(水・祝)
参加人数	約210名	約220名	約190名	-	87名
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止					
(2)北九州セルフハート会議（平成11年度より開催）毎月第4月曜日19:00～					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数	11回	10回	10回	7回	7回
参加人数	延202名	延167名	延124名	延91名	延80名
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由					
評価					
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	北九州セルフハート会議の活動を通して、市民活動としての自助グループの活動を支援し、さらにセルフヘルプ・フォーラムを開催することで、その情報や重要性を市民に情報提供することができた。また、各グループのメンバーが抱える悩み（障害・病気等）や問題について、同じような悩みを持つ市民と各グループとの出会いの場を提供する機会となっている。				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し					
参加者や参加グループが固定化される傾向があるため、一般市民や新たなグループの参加が増えるよう広報する必要がある。					
⑩令和4年度以降の実施計画					
(1)セルフヘルプ・フォーラム 継続実施予定					
(2)北九州セルフハート会議 毎月1回開催					

①推進のための取組み					
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進					
②施策の方向性					
参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進					
③事業名	④実施期間	⑤所管局			
やさしい精神保健福祉講座の開催 (再掲) 第4章 2-(1)-②-イ, 2-(2)-②	平成12年度～	保健福祉局			
⑥事業・取組みの内容					
<p>精神障害者の社会復帰・社会参加及び精神障害・疾患に対する一般市民の理解を促進するための講座を開催する。</p>					
⑦令和3年度までの実施状況					
<p>平成12年度～平成20年度は、「精神保健福祉ボランティア（入門）講座」として実施。 平成21年度は「こころサポーター養成講座」、平成22年度は「精神保健福祉サポーター養成講座」、平成29年度以降は「やさしい精神保健福祉講座」に名称を変更した。</p>					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数	年1回(4日×1回)	年1回(4日×1回)	年1回(4日×1回)	年1回(2日×1回)	年1回(3日×1回)
参加人数	延177名	延80名	延52名	延23名	延38名
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由					
評価					
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>精神障害者の社会復帰・社会参加及び精神障害・疾患について一般市民に対し、直接的に啓発及び知識の提供を行う数少ない機会となっている。精神障害者を地域で支える土台づくりとしても一定の役割を果たしていると考ええる。</p>				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し					
<p>開催時期や周知方法に関わらず、参加人数は安定しない傾向にある。そのため、今後もできる限り多くの媒体を利用し、周知していく。</p>					
⑩令和4年度以降の実施計画					
<p>継続実施予定</p>					

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
市民ニーズや事業効果の把握		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実（再掲） 第3章 2-(8) 第4章 2-(2)-③, ④, ⑤	平成11年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権に関する図書、ビデオ、DVD、「明日への伝言板」CDの貸出しを行うほか、視聴コーナーを開設。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>同和問題（部落差別）・男女共同参画・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など様々な人権課題に係る図書、DVD等を整備し、貸出しを行っている。ホームページでこれら視聴覚教材の貸出案内を行っている。</p> <p>R3年度利用実績：1,409回、視聴者16,471人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、視聴コーナーは、年間を通じて閉鎖した。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>研修への使用等で貸出し要望の多い同和問題（部落差別）や各種ハラスメントなどに関するものや多様化する人権課題に対応した整備を行っている。 管理方法にバーコード方式を導入したことで貸し出し、返却事務を簡素化及び迅速化できている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>「人権問題に関する市民意識調査」（令和2年度実施）の結果を受け、市民に関心が高いと思われる「障害のある人」「インターネットやSNSによる人権侵害」「子ども」にかかわる問題に関するDVDや図書整備について、更なる充実を目指す。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>今後も利用者のニーズに応えるようライブラリーの整備・充実に努める。</p>		

①推進のための取組み												
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進												
②施策の方向性												
市民ニーズや事業効果の把握												
③事業名	④実施期間	⑤所管局										
人権啓発モニター	平成18年度～	保健福祉局										
⑥事業・取組みの内容												
<p>市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていくためには、人権啓発が行政等からの一方的な情報提供ではなく、市民の理解と共感を得るとともに、人権を身近に考えることができるように推進する必要がある。</p> <p>そのためには、市民ニーズに加え、各種啓発事業の事業効果を把握することが不可欠であるため、毎年度ごとに人権啓発モニターを募集し、各種啓発事業への参加（視聴、閲覧）をお願いし、アンケートを実施するもの。（H25年度まで年3回 H26年度から年2回）</p> <p>【参加・視聴・閲覧していただく事業】</p> <p>1 福岡県同和問題啓発強調月間行事について 2 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」について  3 人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」について 4 人権週間行事について  5 啓発冊子・パンフレットについて 6 その他 人権啓発の取り組みについてのご意見等</p> <p>【応募資格及び募集人員】  市内に住む18歳以上の人。100名程度。</p>												
⑦令和3年度までの実施状況												
<p style="text-align: center;">【モニター数】 (単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">73</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">71</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R1	R2	R3	49	73	55	69	71
H29	H30	R1	R2	R3								
49	73	55	69	71								
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由												
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>平成25年度から募集方法を変え、市内在住者だけでなく市内への通勤・通学者も対象とした。  モニターからは各事業の評価や意見、要望などについて具体的な提案が寄せられ、事業の課題が明確になるとともに、改善に向けたヒントを得ることができたため、効果的な啓発事業の推進につながった。</p>											
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し												
<p>継続して事業を実施する。より啓発事業の推進につながる設問の検討を図っていく必要があると考える。また、モニターへの参加人数を増やすため、募集方法の工夫が必要である。</p>												
⑩令和4年度以降の実施計画												
<p>今後も同様に継続していく。より多くの方の意見を啓発事業の参考とできるように募集方法を工夫する。概ね100名程度とし、今まで同様アンケート形式での意見聴取とする。</p>												

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
人権情報の効果的な提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権啓発情報紙「いのち あい ころ」の制作・配布	昭和58年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>人権に関する様々な情報を提供し、人権意識の高揚を図るため、人権啓発情報紙「いのち あい ころ」を各世帯（約32万世帯）に配布するもの。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>昭和58年から、毎年12月の人権週間に合わせて制作。 12月1日号の市政だよりと併せて各世帯に配布を行っている。 令和3年度のテーマは、「障害のある人、同和問題（部落差別）、ヤングケアラー、LGBT」</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>身近にある人権課題4つを取りあげタブロイド形式で制作。 様々な人権課題について取り上げた情報紙として、高い評価を得ている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>多様化する人権課題についてタイムリーに対応するとともに、手にとって読んでもらえるような紙面づくりの工夫や、誰もが理解しやすく気付きを与えられるような内容を検討する必要がある。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>タブロイド形式で制作し、12月1日号の市政だよりと併せて各世帯に配布を行う。</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
人権情報の効果的な提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
インターネットによる人権啓発事業の紹介		保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>「人権文化のまちづくり」を進めるためには、市民が主体的に人権を尊重する気運を醸成するような啓発活動を進めることが必要である。そのためには、各種の啓発事業がいつ、どのように実施されているかを的確に情報提供することが不可欠であることから、インターネット（ホームページ）による人権啓発事業の紹介を行うもの。また、必要に応じ外部サーバーを利用した特設ホームページを開設し、情報提供を行う。</p> <p>【主な掲載事業】  人権週間及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨説明や行事案内、人権週間標語・ポスターの募集、ふれあいフェスタ開催案内、人権啓発映画・DVDの紹介、視聴覚教材の貸出案内、人権啓発冊子の紹介、「人権の約束事運動」（特設ホームページ開設）、人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」（特設ホームページ開設）、人権相談の案内、人権問題に関する市民意識調査結果、北九州市人権施策審議会、北九州市人権行政指針ほか</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>各種事業の進捗に応じ、ホームページを随時、更新している。人権啓発ラジオ番組「明日への伝言板」については、特設ホームページを開設し、放送済みシナリオ等を掲載している。人権の約束事運動についても、独立したホームページを開設し、参加登録団体の約束事や活動内容など、運動の広がりがわかるようにしている。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>人権文化推進課の各種事業のホームページ掲載については、タイムリーな情報公開、更新を行うだけでなく、写真、画像の掲載など、読みやすいものになるように努めている。また、YouTubeで人権啓発動画を公開するなど充実した情報提供を行っている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>今後もHPで、伝わりやすい情報提供を行うよう随時見直しを図っていく。また、タイムリーな掲載を実施する。  YouTubeについては、積極的な活用を検討する。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
継続実施		



①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
人権情報の効果的な提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
市政だより 人権特集記事の制作		保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
人権に関する情報を提供し、人権意識の高揚を図るため、市政だよりに人権特集記事を掲載するもの。		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>市政だよりに人権啓発記事の掲載を行っている。</p> <p>令和3年度は、市政だより6月15日号に人権特集記事を掲載した。「新型コロナウイルス感染症と人権」に関する記事や「福岡県同和問題啓発強調月間」の特集記事として同和問題の説明、講演会の案内、人権アニメの紹介等を掲載した。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	自治組織を通しての世帯配布にあわせ、各区役所・出張所、市民センター、JR・モノレール駅、市内のコンビニエンスストア等で、市内30万部以上配布している、市政だよりの1～2面に人権に関する記事を掲載することにより、多くの市民の理解を促進する啓発活動を実施することができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
多様化する人権課題について対応するとともに、手にとって読んでもらえるような紙面づくりの工夫や、誰もが理解しやすく気付きを与えられるような内容を検討する必要がある。		
⑩令和4年度以降の実施計画		
継続実施		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
人権情報の効果的な提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
視聴覚教材の制作・放送、CMの制作・放送		保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>市民一人ひとりが主体的に人権を尊重する気運を醸成するため、人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」の制作・放送、人権啓発CMの制作・放映、人権啓発動画の制作・配信等を行うもの。 (平成27年度まで人権啓発映画を制作)</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>①人権啓発映画の制作・放映 昭和57年度から制作。平成4年度以降は40分程度のアニメ映画を制作してきたが、平成23年度は、研修での活用を念頭に、30分程度の長さとし、視聴後に意見交換をしやすい作品とした。平成24年度は、今後の啓発映画のあり方を検討する年と位置づけ制作を見送ったが、平成25年度に発達障害をテーマにした実写版の映画を制作。平成27年度、「同和問題」「若年性認知症」「LGBT」をテーマとしたアニメーション映画を制作。</p> <p>②人権を考える5分間のラジオ番組「明日への伝言板」の制作・放送(10月～3月)。 特設ホームページを開設し、過去シナリオ等を掲載している。また、平成27年度からYoutubeでの視聴も可能にした。</p> <p>③人権啓発CMの制作・放映 30秒のスポットCMの制作・放映。7月の同和問題啓発強調月間、12月の人権週間等でテレビ放映するほか、市役所、区役所のロビー等で放映。平成26年度は、3年ぶりに市独自でCMを制作。平成27年度からは、福岡県、福岡市と三者で共同して啓発CMを制作、放映している。</p> <p>④人権啓発動画の制作・配信 平成28年度は、人権全般をテーマにした動画「キヅキさん!」を制作、平成30年度は、その続編を制作。平成29年度、令和元年度～令和3年度は「モモマルくんと考えよう」のアニメーション動画を制作。人権推進センターYouTubeチャンネルで配信している。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>ラジオ番組の放送、CMの制作・放映等を通じ、「人権文化のまちづくり」を推進するために大切な、人権を身近に捉える機会、人権について考えるきっかけを提供することができた。</p> <p>これらの視聴覚教材は、従前から高い評価を受けており、平成23年度制作CMは、福岡広告協会賞を受賞、平成25年度制作の人権啓発映画「秋桜の咲く日」は、法務大臣表彰をはじめ3つの賞を受賞、平成28年度制作の人権啓発動画「キヅキさん!」は、公益財団法人人権教育啓発推進センター特別賞を受賞、平成29年度制作の「モモマルくんと考えよう」は法務大臣表彰を受賞した。</p> <p>また、ラジオ番組「明日への伝言板」は、CD教材及びDVD教材をシナリオ集とあわせて作成し、市内の小中学校や市民センター等に配布している。学校現場等での活用が進んでおり、平成30年度に福岡県人権擁護委員連合会長賞を受賞した。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>今後は、さらに多くの市民に視聴してもらうため、インターネットのより有効な活用方法を研究する。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>継続実施</p> <p>① 人権を考える5分間のラジオ番組「明日への伝言板」制作、放送</p> <p>② 人権啓発CMのテレビ放映 7月1日～7日、12月4日～16日(予定)</p> <p>③ 人権啓発動画の制作、配信</p> <p>④ 人権啓発CMのシネアド上映 7月、12月(予定)</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
人権情報の効果的な提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
市政だより、市政テレビ、SNS等での啓発		広報室
⑥事業・取組みの内容		
<p>(市政だより) 市政だよりにて、市民の関心や理解を深める記事を掲載する。 (市政テレビ) 市政テレビのお知らせ・CMコーナーにて、人権15秒CMを適宜放映する。 (市公式SNSアカウント) 市公式SNSアカウントにて、人権に関する投稿を適宜実施する。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>(市政だより) 令和元年7月1日号、令和2年7月1日号で「進めよう人権文化のまちづくり」、令和3年6月15日号で「新型コロナウイルス感染症と人権」を特集。 (市政テレビ) 市政テレビ「今日の焦点・北九州」(毎週日曜日17:25~17:30 3分尺)のお知らせ・CMコーナーにて、人権15秒CMを適宜放映。 (市公式SNSアカウント) 市公式SNSアカウント「好きっちゃ北九州」(Twitter、Facebook)及び北九州市公式LINEにて、人権に関する投稿を実施。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>広く市民が目にする媒体(市政だより、市政テレビ等)を活用し、市民への人権問題に関する啓発の機会を創出。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>(市政だより) 人権に関する記事は、同和問題の歴史的背景や人権啓発など難しい内容になりがちである。引き続き市民の関心提起のため関係課と連携し掲載内容等を工夫していく。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>(市政だより) 令和4年7月1日号に特集で人権問題の啓発について掲載。 (市政テレビ)・(市公式SNSアカウント) 引き続き、適宜実施予定。</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
人権情報の効果的な提供		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
新型コロナウイルス感染症対策広報事業	令和3年度～	総務局
⑥事業・取組みの内容		
<p>本事業では、感染拡大防止に努めながら、社会経済活動の両立を目指すため、基本的な感染対策の徹底やワクチン接種、経済支援策など新型コロナウイルス感染症に関する様々な市民向けの広報事業を行っている。昨今、職場や学校等での感染者やワクチン接種ができない方への差別について懸念されており、本事業でもコロナ差別防止として啓発活動を行っている。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>感染した方への差別防止及びワクチン接種ができない方への差別防止を「STOP！コロナ差別」と題して、15秒CM動画を2種類制作し、令和3年10月からテレビCM、SNS配信、市政だよりで紹介などを行っている。</p> <p>【参考】Youtubeで公開した動画の視聴回数（令和4年8月30日時点）  (1) STOP！コロナ差別学校篇 1.6万回  (2) STOP！コロナ差別オフィス篇 1.5万回</p> <p>また、現役世代のワクチン接種が始まった令和3年7月には、職場でのワクチン差別を防止図る目的で啓発ポスターを制作し、市内事業所や医療機関、市民センター等に配布している。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>広く市民が目にする媒体（市政だより、テレビCM、SNS等）を活用し、市民の人権問題に関する啓発の機会を創出した。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>新型コロナウイルス感染症に関する差別の問題は、感染状況やワクチン接種の進捗などで状況が変化し、市民誰もが当事者になりやすい身近な問題である。事態の収束まで継続した広報を適宜行っていく必要がある。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>上記動画をSNS等で継続して配信する。また必要に応じて適切な広報媒体を活用して啓発活動を行う。（令和4年度事業名は「新型コロナウイルス感染症対策推進事業」とする。）</p>		

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-① 啓発活動の充実・推進		
②施策の方向性		
市民が積極的に人権啓発活動に取り組むための支援		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
人権推進センター人権文化推進課の図書・ビデオライブラリーの整備・充実（再掲） 第3章 2-(8) 第4章 2-(2)-③, ④, ⑤	平成11年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>市民や市内各種団体、企業等が実施する人権学習や人権研修を支援するため、人権推進センター人権文化推進課において、人権に関する図書、ビデオ、DVD、「明日への伝言板」CDの貸出しを行うほか、視聴コーナーを開設。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>同和問題（部落差別）・男女共同参画・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など様々な人権課題に係る図書、DVD等を整備し、貸出しを行っている。ホームページでこれら視聴覚教材の貸出案内を行っている。</p> <p>R3年度利用実績：1,409回、視聴者16,471人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、視聴コーナーは、年間を通じて閉鎖した。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>研修への使用等で貸出し要望の多い同和問題（部落差別）や各種ハラスメントなどに関するものや多様化する人権課題に対応した整備を行っている。 管理方法にバーコード方式を導入したことで貸し出し、返却事務を簡素化及び迅速化できている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>「人権問題に関する市民意識調査」（令和2年度実施）の結果を受け、市民に関心が高いと思われる「障害のある人」「インターネットやSNSによる人権侵害」「子ども」にかかわる問題に関するDVDや図書整備について、更なる充実を目指す。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>今後も利用者のニーズに応えるようライブラリーの整備・充実に努める。</p>		

## 2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

### (2) 人権啓発

#### ② 人材育成の充実

人権啓発推進者がより積極的に活動できるよう養成講座の充実や活動の場づくりを進めます。また、地域の人権啓発活動をコーディネートする人材を育成します。

〈施策の方向性〉

- ・ 人権啓発推進者の組織化（ネットワーク化）等による人権啓発活動の充実
- ・ 広範な市民や市民活動団体への呼びかけなど人権啓発推進者の裾野の拡大
- ・ 地域交流センター等職員の人権啓発推進者としての研修の充実
- ・ 地域の人権啓発の核となる人権啓発コーディネーターの育成

①推進のための取組み																										
第4章 2-(2)-② 人材育成の充実																										
②施策の方向性																										
人権啓発推進者の組織化(ネットワーク化)等による人権啓発活動の充実																										
③事業名	④実施期間	⑤所管局																								
人権啓発推進者養成講座等の実施 (再掲) 第4章 2-(1)-②-ウ, 2-(2)-③, ④	平成17年度～	保健福祉局																								
⑥事業・取組みの内容																										
<p>行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得などを目的として実施している。この講座を通して、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法などを幅広く学び、今後の人権啓発活動の実践に役立てるものである。</p>																										
⑦令和3年度までの実施状況																										
<p>「人権啓発推進者養成講座」を実施しており、概ね、年3回、基礎編、発展編及び人権啓発コーディネーター養成講座を開催している。          新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度人権啓発コーディネーター養成講座、令和2年度全講座を中止、令和3年度人権啓発コーディネーター養成講座を通信講座とした。</p>																										
<p>【修了者数】 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎編</td> <td>57</td> <td>38</td> <td>41</td> <td>-</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>発展編</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>人権啓発コーディネーター養成講座</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	H29	H30	R1	R2	R3	基礎編	57	38	41	-	84	発展編	22	25	15	-	56	人権啓発コーディネーター養成講座	14	19	-	-	11
区 分	H29	H30	R1	R2	R3																					
基礎編	57	38	41	-	84																					
発展編	22	25	15	-	56																					
人権啓発コーディネーター養成講座	14	19	-	-	11																					
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																										
評 価																										
<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p>	<p>研修を受講することにより、企業の人権研修担当者の資質向上が図られ、効果的な人権研修の実施や人権に配慮した企業活動が行えるようになっている。また、市民センター館長等の研修修了者数も増え、各地域で人権啓発事業が実施されている。</p>																									
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																										
<p>人権研修担当者の資質向上のため、必要に応じて研修プログラムの見直しを行い更なる充実を図りたい。</p>																										
⑩令和4年度以降の実施計画																										
<p>継続実施（新型コロナウイルス感染対策を徹底し、実施する）</p>																										

①推進のための取組み																										
第4章 2-(2)-② 人材育成の充実																										
②施策の方向性																										
広範な市民や市民活動団体への呼びかけなど人権啓発推進者の裾野の拡大																										
③事業名	④実施期間	⑤所管局																								
人権啓発推進者養成講座等の実施 (再掲) 第4章 2-(1)-②-ウ, 2-(2)-③, ④	平成17年度～	保健福祉局																								
⑥事業・取組みの内容																										
<p>行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得などを目的として実施している。この講座を通して、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法などを幅広く学び、今後の人権啓発活動の実践に役立てるものである。</p>																										
⑦令和3年度までの実施状況																										
<p>「人権啓発推進者養成講座」を実施しており、概ね、年3回、基礎編、発展編及び人権啓発コーディネーター養成講座を開催している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度人権啓発コーディネーター養成講座、令和2年度全講座を中止、令和3年度人権啓発コーディネーター養成講座を通信講座とした。</p>																										
<p>【修了者数】 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎編</td> <td>57</td> <td>38</td> <td>41</td> <td>-</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>発展編</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>人権啓発コーディネーター養成講座</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	H29	H30	R1	R2	R3	基礎編	57	38	41	-	84	発展編	22	25	15	-	56	人権啓発コーディネーター養成講座	14	19	-	-	11
区 分	H29	H30	R1	R2	R3																					
基礎編	57	38	41	-	84																					
発展編	22	25	15	-	56																					
人権啓発コーディネーター養成講座	14	19	-	-	11																					
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																										
評 価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>研修を受講することにより、企業の人権研修担当者の資質向上が図られ、効果的な人権研修の実施や人権に配慮した企業活動が行えるようになっている。また、市民センター館長等の研修修了者数も増え、各地域で人権啓発事業が実施されている。</p>																									
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																										
<p>人権研修担当者の資質向上のため、必要に応じて研修プログラムの見直しを行い更なる充実を図りたい。</p>																										
⑩令和4年度以降の実施計画																										
<p>継続実施（新型コロナウイルス感染対策を徹底し、実施する）</p>																										



①推進のための取組み					
第4章 2-(2)-② 人材育成の充実					
②施策の方向性					
広範な市民や市民活動団体への呼びかけなど人権啓発推進者の裾野の拡大					
③事業名	④実施期間	⑤所管局			
やさしい精神保健福祉講座の開催 (再掲) 第4章 2-(1)-②-イ, 2-(2)-①	平成12年度～	保健福祉局			
⑥事業・取組みの内容					
<p>精神障害者の社会復帰・社会参加及び精神障害・疾患に対する一般市民の理解を促進するための講座を開催する。</p>					
⑦令和3年度までの実施状況					
<p>平成12年度～平成20年度は、「精神保健福祉ボランティア（入門）講座」として実施。 平成21年度は「こころサポーター養成講座」、平成22年度は「精神保健福祉サポーター養成講座」、平成29年度以降は「やさしい精神保健福祉講座」に名称を変更した。</p>					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数	年1回(4日×1回)	年1回(4日×1回)	年1回(4日×1回)	年1回(2日×1回)	年1回(3日×1回)
参加人数	延177名	延80名	延52名	延23名	延38名
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由					
評価					
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>精神障害者の社会復帰・社会参加及び精神障害・疾患について一般市民に対し、直接的に啓発及び知識の提供を行う数少ない機会となっている。精神障害者を地域で支える土台づくりとしても一定の役割を果たしていると考ええる。</p>				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し					
<p>開催時期や周知方法に関わらず、参加人数は安定しない傾向にある。そのため、今後もできる限り多くの媒体を利用し、周知していく。</p>					
⑩令和4年度以降の実施計画					
<p>継続実施予定</p>					

①推進のための取組み																																																								
第4章 2-(2)-② 人材育成の充実																																																								
②施策の方向性																																																								
広範な市民や市民活動団体への呼びかけなど人権啓発推進者の裾野の拡大																																																								
③事業名	④実施期間	⑤所管局																																																						
ゲートキーパー養成研修の実施 (再掲) 第3章 2-(4) 第4章 2-(1)-②-ウ, 2-(2)-③	平成20年度～	保健福祉局																																																						
⑥事業・取組みの内容																																																								
<p>地域において、自殺対策を広く効果的な推進を図ることを目的として、自殺防止のために早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成するため、次の3種の研修を行う。</p> <p>(1) 区役所職員向け研修  (2) かかりつけ医うつ病対応力向上研修  (3) 民生委員・ケアマネージャー等対象の研修</p>																																																								
⑦令和3年度までの実施状況																																																								
<p>(1)職員向け研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>7回</td> <td>10回</td> <td>7回</td> <td>4回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延488名</td> <td>延727名</td> <td>延590名</td> <td>延383名</td> <td>延555名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)かかりつけ医うつ病対応力向上研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>33名</td> <td>44名</td> <td>43名</td> <td>39名</td> <td>33名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)民生委員・ケアマネージャー等対象の研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>84回</td> <td>70回</td> <td>80回</td> <td>34回</td> <td>53回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延2,825名</td> <td>延2,771名</td> <td>延3,074名</td> <td>延694名</td> <td>延1,381名</td> </tr> </tbody> </table>				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	回数	7回	10回	7回	4回	5回	参加人数	延488名	延727名	延590名	延383名	延555名		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	回数	1回	1回	1回	1回	1回	参加人数	33名	44名	43名	39名	33名		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	回数	84回	70回	80回	34回	53回	参加人数	延2,825名	延2,771名	延3,074名	延694名	延1,381名
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																			
回数	7回	10回	7回	4回	5回																																																			
参加人数	延488名	延727名	延590名	延383名	延555名																																																			
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																			
回数	1回	1回	1回	1回	1回																																																			
参加人数	33名	44名	43名	39名	33名																																																			
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																			
回数	84回	70回	80回	34回	53回																																																			
参加人数	延2,825名	延2,771名	延3,074名	延694名	延1,381名																																																			
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																																																								
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>自殺対策の研修において、社会全体で取り組むべき問題として、自殺の現状、うつ病等の精神疾患、遺された人（自死遺族）への支援等について、正しい認識と理解を得られる機会となった。</p>																																																							
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																																																								
<p>関係部署・窓口及び関係団体との連携を強化することで、効率的・効果的な事業展開を図ることが求められる。</p>																																																								
⑩令和4年度以降の実施計画																																																								
継続実施予定																																																								

①推進のための取組み																				
第4章 2-(2)-② 人材育成の充実																				
②施策の方向性																				
広範な市民や市民活動団体への呼びかけなど人権啓発推進者の裾野の拡大																				
③事業名	④実施期間	⑤所管局																		
自殺対策出前講座の実施	平成21年度～	保健福祉局																		
⑥事業・取組みの内容																				
<p>自殺対策に関する啓発及びうつ病等の精神疾患の正しい理解を得るため、市民センター等において出前講座を実施する。</p>																				
⑦令和3年度までの実施状況																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>41回</td> <td>42回</td> <td>46回</td> <td>18回</td> <td>33回</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>延2,029名</td> <td>延1,956名</td> <td>延1,875名</td> <td>延665名</td> <td>延1,396名</td> </tr> </tbody> </table>				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	回数	41回	42回	46回	18回	33回	参加人数	延2,029名	延1,956名	延1,875名	延665名	延1,396名
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度															
回数	41回	42回	46回	18回	33回															
参加人数	延2,029名	延1,956名	延1,875名	延665名	延1,396名															
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																				
評価	<p>市民センター等を主な会場とすることで、地域のニーズに応じた内容の講義を行うことができ、あわせて自殺対策についても、啓発と正しい理解を図るため有効な手段となっている。</p> <p>また、市民センタースタッフをはじめ、地域のゲートキーパーとなるべき人の受講も多く得られている。</p>																			
概ね指針どおり																				
一部課題あり																				
課題あり																				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																				
<p>これまで講座を実施または受講したことのない人にその機会を提供するため、自殺対策及び本事業について広報・啓発をより強化する必要がある。</p>																				
⑩令和4年度以降の実施計画																				
継続実施																				

①推進のための取組み																										
第4章 2-(2)-② 人材育成の充実																										
②施策の方向性																										
地域交流センター等職員の人権啓発推進者としての研修の充実																										
③事業名	④実施期間	⑤所管局																								
人権啓発推進者養成講座等の実施 (再掲) 第4章 2-(1)-②-ウ, 2-(2)-③, ④	平成17年度～	保健福祉局																								
⑥事業・取組みの内容																										
<p>行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得などを目的として実施している。この講座を通して、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法などを幅広く学び、今後の人権啓発活動の実践に役立てるものである。</p>																										
⑦令和3年度までの実施状況																										
<p>「人権啓発推進者養成講座」を実施しており、概ね、年3回、基礎編、発展編及び人権啓発コーディネーター養成講座を開催している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度人権啓発コーディネーター養成講座、令和2年度全講座を中止、令和3年度人権啓発コーディネーター養成講座を通信講座とした。</p>																										
<p>【修了者数】 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎編</td> <td>57</td> <td>38</td> <td>41</td> <td>-</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>発展編</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>人権啓発コーディネーター養成講座</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	H29	H30	R1	R2	R3	基礎編	57	38	41	-	84	発展編	22	25	15	-	56	人権啓発コーディネーター養成講座	14	19	-	-	11
区 分	H29	H30	R1	R2	R3																					
基礎編	57	38	41	-	84																					
発展編	22	25	15	-	56																					
人権啓発コーディネーター養成講座	14	19	-	-	11																					
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																										
評 価																										
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>研修を受講することにより、企業の人権研修担当者の資質向上が図られ、効果的な人権研修の実施や人権に配慮した企業活動が行えるようになっている。また、市民センター館長等の研修修了者数も増え、各地域で人権啓発事業が実施されている。</p>																									
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																										
<p>人権研修担当者の資質向上のため、必要に応じて研修プログラムの見直しを行い更なる充実を図りたい。</p>																										
⑩令和4年度以降の実施計画																										
<p>継続実施（新型コロナウイルス感染対策を徹底し、実施する）</p>																										

①推進のための取組み		
第4章 2-(2)-② 人材育成の充実		
②施策の方向性		
地域交流センター等職員の人権啓発推進者としての研修の充実		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
同和対策課・地域交流センター職員の資質向上 (再掲) 第3章 2-(4), (7)	平成17年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>人権文化のまちづくりを推進するため、地域交流センターや同和対策課、人権文化推進課の職員を対象に、初任者研修、人権啓発推進者養成講座、人権相談従事者研修、運動団体の研究集会など、各種研修に参加・受講させ、資質を高める。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任職員研修、新任館長・次長研修（平成17年度～）</li> <li>・ 地域交流センター職員マナー講座（平成23年度～）</li> <li>・ 指導者養成講座・基礎編（平成17年度～）</li> <li>・ 指導者養成講座・発展編（平成18年度～）</li> <li>・ 指導者養成講座・コーディネーター編（平成25年度～）</li> <li>・ 人権相談従事者研修[主催：福岡県]（平成20年度～）</li> <li>・ 人権啓発指導者養成研修会[主催：（公財）人権教育啓発推進センター]（平成17～24年度）</li> <li>・ 全隣協、県隣協研修会（平成17年度～）</li> <li>・ 各種研究集会（平成17年度～）</li> <li>・ 介護保険関係業務研修会（平成27年度～）</li> <li>・ 生活困窮者自立支援制度の研修（平成29年度～）</li> <li>・ 各地域交流センターにおいて、「くらしの便利情報」（市政ガイドブック）を活用した、相談業務に係る全般的な知識の習得を図る。（平成30年度～）</li> </ul>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>人権啓発活動、交流事業、相談事業等における中心的、指導的役割を果たせるよう、業務に支障のない範囲で積極的に各種研修会に参加させている。職員の資質の向上に寄与している。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>継続的な取組が必要。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域交流センター職員研修の充実を図る。</li> </ul>		

①推進のための取組み																										
第4章 2-(2)-② 人材育成の充実																										
②施策の方向性																										
地域の人権啓発の核となる人権啓発コーディネーターの育成																										
③事業名	④実施期間	⑤所管局																								
人権啓発推進者養成講座等の実施 (再掲) 第4章 2-(1)-②-ウ, 2-(2)-③, ④	平成17年度～	保健福祉局																								
⑥事業・取組みの内容																										
<p>行政、地域、企業等における人権研修・人権啓発担当者を対象に、人権啓発推進者に必要な知識の習得などを目的として実施している。この講座を通して、人権問題についての知識を深めるとともに、効果的な研修計画実施の手法などを幅広く学び、今後の人権啓発活動の実践に役立てるものである。</p>																										
⑦令和3年度までの実施状況																										
<p>「人権啓発推進者養成講座」を実施しており、概ね、年3回、基礎編、発展編及び人権啓発コーディネーター養成講座を開催している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度人権啓発コーディネーター養成講座、令和2年度全講座を中止、令和3年度人権啓発コーディネーター養成講座を通信講座とした。</p>																										
<p>【修了者数】 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎編</td> <td>57</td> <td>38</td> <td>41</td> <td>-</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>発展編</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>人権啓発コーディネーター養成講座</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	H29	H30	R1	R2	R3	基礎編	57	38	41	-	84	発展編	22	25	15	-	56	人権啓発コーディネーター養成講座	14	19	-	-	11
区 分	H29	H30	R1	R2	R3																					
基礎編	57	38	41	-	84																					
発展編	22	25	15	-	56																					
人権啓発コーディネーター養成講座	14	19	-	-	11																					
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																										
評 価																										
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>研修を受講することにより、企業の人権研修担当者の資質向上が図られ、効果的な人権研修の実施や人権に配慮した企業活動が行えるようになっている。また、市民センター館長等の研修修了者数も増え、各地域で人権啓発事業が実施されている。</p>																									
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																										
<p>人権研修担当者の資質向上のため、必要に応じて研修プログラムの見直しを行い更なる充実を図りたい。</p>																										
⑩令和4年度以降の実施計画																										
<p>継続実施（新型コロナウイルス感染対策を徹底し、実施する）</p>																										